

東京海上・ベトナム株式ファンド

(年4回決算型) / (年1回決算型)

追加型投信 / 海外 / 株式

設定・運用:東京海上アセットマネジメント株式会社



新たな5年の入り口 大転換に向けて動き出すベトナム ～2025年の振り返りと今後の展望～

※当資料においてベトナムVN指数を「ベトナム株式市場」または「ベトナム株式」ということがあります。

当資料は、当資料作成時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。

ポイント

①2026年のベトナム経済 ～高成長が継続する見込み～

2025年のベトナムの実質GDP成長率は8.0%と高い伸びを記録しました。2026年も米国の関税政策による不透明感が残るものの、政府主導の公共投資を背景に力強い成長が続く見通しです。政府は年平均10%超のGDP成長という野心的な目標を掲げ、名目GDPの約9%に相当する大規模な投資計画を打ち出しており、交通インフラや電力インフラの整備を進める見込みです。

②FTSEによるエマージング市場格上げ ～4-6月期から資金流入の活発化を予想～

2025年10月、FTSE社はベトナム株式市場を2026年9月に「エマージング市場」へ格上げする予定であると発表しました。2026年3月の中間審査で正式に格上げが決定した場合、2026年4-6月期頃からアクティブファンドによる資金流入が活発化すると予想されます。一連の資金流入規模は60億～100億米ドル程度と推計しており、株式市場の需給改善が期待されます。格上げ後も政府は市場改革を継続する強い意志を示しています。

③新たな5年間の始まり ～「ドイモイ2.0」？ 経済モデルの大転換に挑戦するベトナム～

2026年1月の党大会でトー・ラム氏が書記長に再選出され、経済発展重視の政策継続が期待されます。共産党首脳部は「決議68号」で民間セクターを経済成長の主要推進力と位置付け、2026年1月の「決議79号」では国有企業の効率性向上にも焦点を当てています。これらの改革は1986年の「ドイモイ」以来の経済発展モデルの大転換と見られており、市場関係者などから「ドイモイ2.0」と称されています。

④株式市場 ～予想PERは過去平均を若干上回るも、今後も堅調な推移を見込む～

2026年1月末時点のベトナム株式の予想PERは13.4倍と過去約10年間の平均(12.5倍)を若干上回る水準です。ただし、政府の高成長達成への強い意欲、良好な経済環境を背景に2027年は2026年対比で約22%の利益成長が予想されていること、エマージング市場への格上げ決定に伴う需給の改善期待などから、株価には上昇余地があると考えています。また、長期的には、「ドイモイ2.0」が進展する過程において、ベトナム株式の評価が大きく見直される可能性があると考えます。

2025年のベトナム株式市場の振り返り

～「トランプ関税ショック」を乗り越え、史上最高値を更新～

- 2025年のベトナム株式市場は現地通貨ベースで40.9%上昇し、主要市場や新興国株式市場全体と比較しても高い上昇率となりました。
- しかし、4月に米トランプ政権が公表した「相互関税」において、米国がベトナムに対して課す関税率が46%と事前の想定以上に厳しい内容であったことから、対米輸出比率が約3割を占めるベトナム経済への影響が懸念され急落しました。
- しかし、その後は5月にベトナム共産党が民間セクターを経済成長の主要推進力と明確に位置付けた「決議68号」を公表したことや(詳細はP5)、政府が不動産プロジェクトの推進支援策を示したことを受け市場心理が改善し、7月には米越間の貿易協定枠組みが合意に至り、関税率が20%に引き下げられたことで(ベトナムを経由する第三国からの積替品には40%の関税率を適用)、市場の懸念がさらに後退し、8月下旬にかけて堅調に推移しました。
- 10月7日にFTSE社がベトナム株式市場を格上げする予定であると発表したことを好感し、史上最高値を更新しましたが、その後、過去の社債発行及び資金使途において、複数の上場企業と銀行の違反行為が認定されたことが嫌気され急落するなど、株価は振れ幅の大きい展開となりました。その後は良好な経済指標が発表されたことなどから上昇し、12月末に再び史上最高値を更新しました。
- 2026年1月もベトナム株式は上昇しました。国有経済部門(政府や国有企業)の役割を明確化した党の方針「決議79号」が6日に発表されたことを受けて(詳細はP5)、国有企業の経営効率化が促されるとの見方が広がり、国有の公益・銀行株中心に上昇し、再び最高値を更新しました。中旬以降は利益確定の売りに押されて下落したものの、単月では2.5%の上昇となりました。

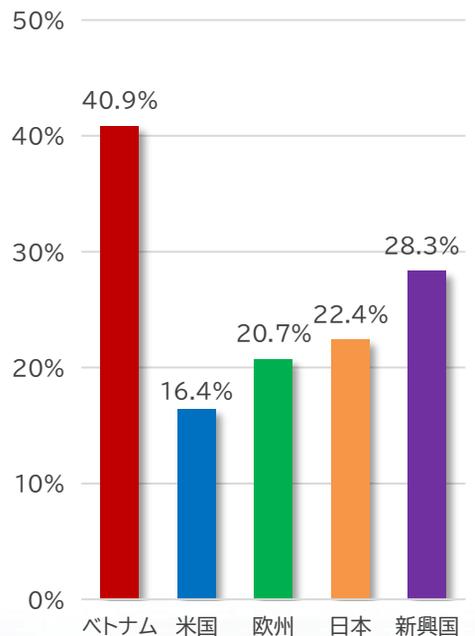
ベトナム株式市場と主要市場指数の推移

2024年12月末～2026年1月末、日次



2025年の騰落率(現地通貨ベース)

2024年12月末～2025年12月末



※騰落率はプライスリターン、現地通貨ベース

※ベトナム:VN指数、米国:S&P500種指数、欧州:MSCI EMU指数、日本:TOPIX(東証株価指数)、

新興国:MSCI エマージング・マーケット指数(各指数は当ファンドのベンチマークではありません)

出所:ブルームバーグ

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

今後の注目点

①2026年のベトナム経済 ～米国の関税政策が不透明要因となるも、高成長が続く見込み～

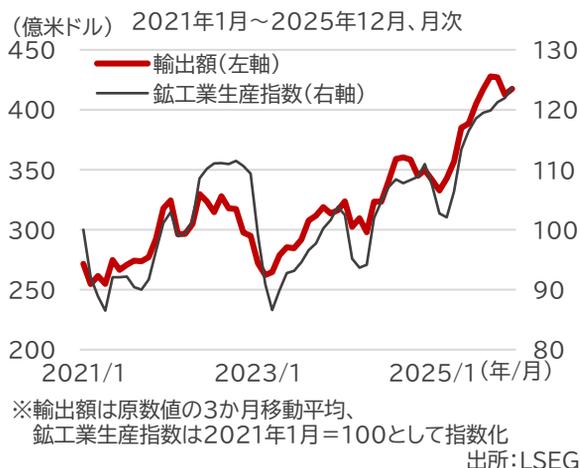
- 2025年のベトナムの実質GDP成長率(推計値)は+8.0%と高い伸びを記録しました。米トランプ政権の関税政策による輸出への影響が懸念されたものの、輸出・FDI(海外直接投資)はともに堅調に推移し、製造業や建設業が高い伸びとなりました。また、政府が積極的な公共投資を実施したことや、2025年の外国人来訪者数が前年比約20%増となる2,168万人と過去最高を記録し、観光需要が増加したこともサービス業の拡大などを通じて成長に寄与しました。
- 2026年のベトナム経済は、輸出やFDIの不透明感が残る一方で、政府主導の積極的な公共投資等を背景に力強い成長が続くと見えています。2026年2月24日現在、トランプ政権は米最高裁による相互関税の違憲判決を受け、代替措置として一律10%の関税を発動させ、将来税率を15%に引き上げる考えを示しています。20%で合意した米越間の貿易協定枠組みに見直しがあれば負担の緩和につながる可能性があります。頻繁な関税政策の変更は、輸出業者の活動や多国籍企業によるベトナムへのFDIの意思決定を遅らせるリスクとなる可能性もあることから、注視が必要と考えます。
- 一方で政府主導の投資がベトナム経済のエンジンとなる見通しです。共産党および政府は、2026年から2030年までの5年間で年平均10%超のGDP成長という野心的な目標を掲げており、政府は達成のため大規模な投資計画を打ち出しています。公共投資に国有企業の設備投資や国有銀行による政策融資を加えた国家レベルの投資計画額は名目GDPの約9%*に相当し、予算の大部分は高速道路や鉄道などの交通インフラ、および電力インフラの整備に充てられる見込みです。

*2025年の名目GDP(推計値)に対する比率

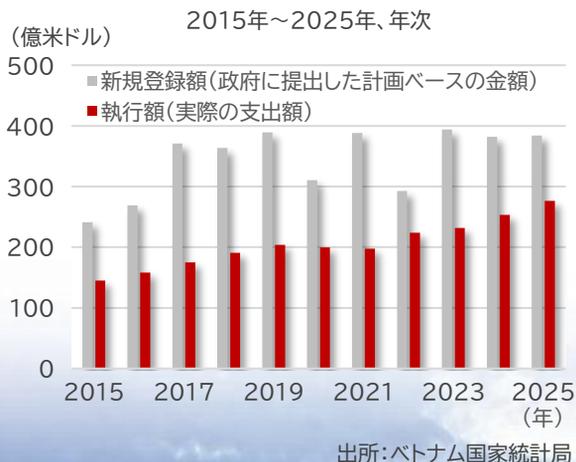
実質GDP成長率の推移



輸出額と鉱工業生産指数の推移



ベトナムへのFDI(海外直接投資)の推移

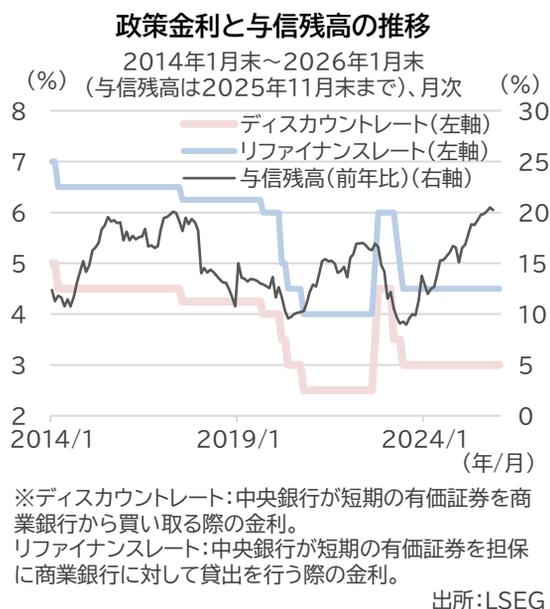


ベトナムの公共投資支出額(政府部門)の推移



●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

- 金融政策については、現在の政策姿勢が概ね維持される見通しです。中央銀行であるベトナム国家銀行(SBV)は昨年の不動産価格の急激な上昇を受けて、2026年初頭に信用成長を抑える対応を行いました。ただし、これはあくまでも足元で急拡大した与信(貸出)の伸びを安定化させるための措置であると見られ、経済成長を支援する姿勢に変化はないと見られます。
- KIMベトナムでは今後、米ドルがベトナムドンに対して引き続き軟化する可能性があるとしており、SBVが金融緩和のために介入する余地が生まれると考えます。ただし、新政府の発足が予定される2026年4月頃まではSBVは慎重姿勢を続ける可能性があるとしています。



今後の注目点

②FTSEによるエマージング市場格上げ ～2026年4-6月期から資金流入活発化を予想～

- 2025年10月、大手市場指数プロバイダのFTSE社は、2026年9月にベトナムの株式市場の分類を「フロンティア市場」から「エマージング市場*1」に格上げする予定であると発表しました。2026年3月の中間審査で、「グローバルブローカーへのアクセス性*2」に関する進展が確認され、問題ないとFTSE社が判断すれば、正式な格上げが実施される見込みです。過去の事例では、指数への実際の株式の組入は複数回にわたり実施されており、ベトナム株式の組入は時価総額規模等を勘案すると2回に分けて実施される可能性が高いとしています。

*1:FTSE社は、市場規模や制度の整備状況に応じて、「エマージング市場」を「アドバンスト・エマージング」と「セカンダリー・エマージング」の2つのカテゴリーに分類しています。ベトナムが格上げされた場合には、「セカンダリー・エマージング」に分類されます。

*2:格上げにおける観察項目の一つで、海外投資家がベトナム株式の取引を行う際に、国際的に展開する証券会社等の仲介業者が利用できる環境にあるか、あるいはその環境整備が進んでいるかが確認されます。

- KIMベトナムでは、格上げが決定した場合、パッシブファンドがベトナム株式を組み入れ始める前の2026年4-6月期頃からアクティブファンドによる資金流入が活発化すると見ており、株式市場における需給の改善が期待されます。KIMベトナムでは、一連の資金流入規模がパッシブ・アクティブ合計で60億～100億米ドル程度(ホーチミン証券取引所時価総額の約1.9%～3.2%*)になると推計しています。 *2025年12月末時点のホーチミン証券取引所の時価総額(約3,160億米ドル)を基に算出

- 格上げ後もベトナム政府は市場改革を進めていく強い意志を示しています。証券市場を監督・規制する国家証券委員会(SSC)は、大手市場指数プロバイダであるMSCI社のエマージング市場への格上げを長期目標に掲げており、制度整備が着実に進められていくと見ています。

FTSE社のエマージング市場への格上げにおける発表から発効までの期間

市場	格上げ発表 (年/月)	格上げ発効 (年/月)	発表から 発効までの期間	組み入れ回数
クウェート	2017/9	2018/9	1年	2回
サウジアラビア	2018/3	2019/3	1年	6回
中国(A株)	2018/9	2019/6	9か月	5回
ルーマニア	2019/9	2020/9	1年	1回
アイスランド	2022/3	2022/9	6か月	3回

※上記は一例であり、すべてを表すものではありません。

出所:FTSE社資料より東京海上アセットマネジメント作成

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

今後の注目点

③新たな5年間の始まりと「ドイモイ2.0」～大転換に挑戦するベトナム～

- 2026年1月23日、ベトナム共産党第14回全国代表大会(党大会)が閉幕し、次期5年任期の書記長に、トー・ラム氏が再選出*されました。5年に1度開催される党大会は、国家の基本路線や政策、党中枢人事を決定する重要イベントであり、新たな5年間の始まりでもあります。トー・ラム氏の再選によって、2045年までに高所得国入りを目指すという国家ビジョン達成のため、経済発展重視の政策が継続されることが期待されます。

*2024年7月、グエン・フー・チョン前書記長が任期中(任期:2021年~2025年)に死去したことを受け、同氏は同年8月より書記長に就任していました。

- トー・ラム氏率いる党首脳部は、党大会から始まる新たな5年間に前に大規模な改革に踏み込む姿勢を示しました。2025年5月4日には「決議68号」を発表し、**経済における民間部門の役割を一層重視する姿勢を示しました。**
- 2026年1月6日の「決議79号」では、**国有企業の効率性の向上や競争力の強化に焦点が当てられており、専門CEO(最高経営責任者)の導入や国有企業の再編を認めています。**また、国有企業の株式を保有・管理する国家投資ファンドに対し、より能動的な役割が与えられました。

- ベトナムは南北統一後、ソ連式の経済発展モデルの構築に行き詰まり、修正路線として1986年に「ドイモイ(刷新)」を開始。その後目覚ましい経済発展を遂げました。一方で、2010年以降から国営企業の非効率性や、行政手続きの遅延、低コスト組立・加工モデルから高付加価値な経済構造への移行加速といった課題が新たに浮上し、更なる改革の必要性が議論されてきました。

- こうした中、党が示した一連の改革宣言は「ドイモイ」以来の経済発展モデルの大転換になる可能性があるとして評価されており、ベトナム政治・経済の研究者や市場関係者から「ドイモイ2.0」と称されています。

- これらの改革は、ベトナム株式市場にダイナミックな変化をもたらす可能性があります。民間企業については、規制の変更による利点を活用し変化に適応できる企業は繁栄する一方で、適応が遅れる企業は取り残されることとなります。また、国有企業の効率性向上が求められる中で、政府が支配権を必要としない国有企業を合併させ、新たな大企業を生み出すなど、再編が起こる可能性も想定されます。

ベトナムの経済発展の方向性の変遷

1976年 南北ベトナム統一

計画経済

・国家による厳格な
経済管理

<行き詰まり>

・食料危機
・ハイパーインフレ
など

1986年 「ドイモイ(刷新)」

市場経済・対外開放

・国有企業育成
・外資系企業重視
・低コスト組立・加工

<新たな課題>

・国有企業・金融部門の
非効率性
・煩雑な行政手続き
・高付加価値な経済構造
への移行
など

2025年～ 「ドイモイ2.0」?

国内民間部門による経済発展を強調

<主な方針・目標>

- 競争による国内民間企業の成長促進
 - ・「ナショナル・チャンピオン企業」の育成
 - ・起業の促進
 - ・民間部門のGDP貢献度の引き上げ など
- 科学技術・イノベーションの推進
- 民間企業の活動の障壁となる法規制の見直し
- 企業の国際的活動の支援
- 国有企業の効率性向上・競争力向上

など

※上記は一例であり、すべてを表すものではありません。
出所:ベトナム共産党公表資料、各種報道等を基に
東京海上アセットマネジメント作成

今後の注目点

④株式市場 ～予想PERは過去平均を若干上回るも、今後も堅調な推移を見込む～

- 2026年1月末時点のベトナム株式市場の予想PER(12か月先予想一株当たり利益ベース(ブルームバーグ集計値))は13.4倍と、過去約10年間の平均(12.5倍)を若干上回る水準にあります。ただし、政府の高成長達成への強い意欲、良好な経済環境を背景に2027年は2026年対比で約22%の利益成長が予想されていること*、エマージング市場への格上げ決定に伴う需給の改善期待などから、株価には上昇余地があると考えています。
*2026年2月4日時点における各年の予想一株当たり利益(ブルームバーグ集計値)を基に算出。
- 加えて、IPO(新規株式公開)の活性化も期待されます。2025年に実施されたIPOは証券会社中心でしたが、2026年は証券会社だけでなく、消費関連やインフラ関連企業など、その他の業種でもIPOが計画されています。昨年9月の政令改正によって上場承認後から株式取引開始までの最大期間が短縮されたことや(90日→30日)、上場手続の簡素化、投資家保護の強化が図られていることも株式市場にとっては朗報です。
- コロナ禍前の高成長軌道に回帰したベトナムは、2045年に高所得国入りを果たすという国家ビジョン達成のため、大胆な改革への挑戦を開始しました。2026年は、新指導体制のスタート、エマージング市場格上げといった、複数の重要イベントが重なる「大転換の入り口の年」であると捉えています。改革が順調に進展すれば、今後ベトナム株式の評価が大きく見直される可能性があると考えます。

ベトナム株式市場と予想PERの推移

2015年12月末～2026年1月末、日次



出所:ブルームバーグを基に東京海上アセットマネジメント作成

[当資料で使用している市場指数について]

- ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。
- 当資料で使用した各MSCI指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。
- S&P 500®はS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、東京海上アセットマネジメント株式会社による使用のためにライセンス供与されています。S&P®, S&P 500®, SPX®, SPY®, US 500™, The 500™, iBoxx®, iTraxx®, およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標であり、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標はSPDJによる使用のためにライセンス供与されており、東京海上アセットマネジメント株式会社により特定の目的でサブライセンスされています。ファンドは、SPDJ, Dow Jones, S&P, それぞれの関連会社によって後援、または販売されているものではなく、これらの当事者は、いずれも当該商品への投資の是非について表明するものではなく、S&P 500®の誤り、脱落、または中断について一切の責任を負いません。
- TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下、JPXといいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

●当資料は作成日時点における当社および運用を委託しているKIM Vietnam Fund Management Co., Ltd.(KIM Vietnam)の見解を含みますが、その内容は、将来予告なく変更されることがあります。●上記は、過去の実績および将来の予想であり、将来における実際の動向や当ファンドの運用成果などを保証するものではありません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ ファンドの特色

1. 主としてベトナムの企業の株式等の中から、成長性が高いと判断する企業の株式等に投資します。

- 投資銘柄の選定にあたっては、定量分析や企業分析に基づいて、企業の成長性、ビジネスモデルおよび株価のバリュエーション等を勘案して行います。
- 未上場公開会社市場に登録された株式に投資する場合があります。
※DR（預託証券）に投資する場合があります。
DRとは、ある国の企業が自国以外の国で株式を流通させる場合に、株式そのものは銀行等に預託して、その代替として発行し、上場された証券です。株式と同様に、金融商品取引所等で取引されます。

2. ベトナムの企業の株式等の運用は、「KIM Vietnam Fund Management Co.,Ltd.」(KIM Vietnam)が行います。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4. 「年4回決算型」、「年1回決算型」の2ファンドからお選びいただけます。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

➤ ファンドの主なリスク

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- ・投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、**投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。**・**運用による損益は、全て投資者に帰属します。**・投資信託は**預貯金や保険と異なります。**
- ・ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価格変動リスク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため組入資産の価格変動が大きくなる場合があります。
流動性リスク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※投資リスクは、上記に限定されるものではありません。

➤ ファンドの費用

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■ 購入時に直接ご負担いただく費用

※作成日時点のものであり、変更になることがありますので留意ください。

購入時手数料	ご購入代金*に応じて、以下の手数料率を乗じて得た額 購入代金*：[1億円未満] 3.3% (税抜3.0%) 、[1億円以上5億円未満] 1.65% (税抜1.5%) 、 [5億円以上] 0.55% (税抜0.5%) * 購入代金 = 購入口数 × 基準価額 + 購入時手数料 (税込) ※「自動けいぞく投資コース」において、収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
--------	---

■ 換金時に直接ご負担いただく費用

換金手数料	ありません
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額の 0.5%

■ 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、 年1.76% (税抜1.6%) を乗じて得た額
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。 ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用 ・ファンドの純資産総額に年率0.011% (税込) を乗じて得た額 (上限年99万円) を日々計上します。 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・資産を外国で保管する場合にかかる費用 ・信託事務等にかかる諸費用 ※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

「東京海上・ベトナム株式ファンド（年4回決算型） / （年1回決算型）」

➤ お申込みメモ

※詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。
 ※作成日時点のものであり、変更になることがありますのでご注意ください。

購入単位	一般コース（分配金を受取るコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 自動けいぞく投資コース（分配金が再投資されるコース）：1万口以上1口単位または1万円以上1円単位 （詳しくは野村証券窓口にお問い合わせください。）
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	原則として、購入申込受付日から起算して、7営業日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	1口単位または1円単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
換金制限	1日1件10億円を超える換金のお申込みの受付は行いません。また、別途換金制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・ホーチミン証券取引所の休業日 ・ハノイ証券取引所の休業日
信託期間	年4回決算型 2044年11月22日まで（2018年6月15日設定） 年1回決算型 2044年11月22日まで（2018年7月27日設定）
決算日	年4回決算型 2月、5月、8月および11月の各22日（休業日の場合は翌営業日） 年1回決算型 11月22日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年4回決算型 年4回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 年1回決算型 年1回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
課税関係	収益分配時の普通分配金、換金時および償還時の差益に対して課税されます。 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。ファンドは、「NISA」の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 詳しくは野村証券窓口にお問い合わせください。 ※上記は、2025年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

➤ ファンドの関係法人

■ **委託会社 東京海上アセットマネジメント株式会社** 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■ **受託会社 野村信託銀行株式会社**

■ **販売会社 野村証券株式会社** 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

[収益分配金に関する留意事項]

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので分配金を支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさった場合も同様です。

[一般的な留意事項]

●当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成したお客様向け資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。投資信託説明書（交付目論見書）は販売会社までご請求ください。●当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。●投資信託は、値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。●投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。●投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。●投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。